

【農林水産委員会】

(1) 審議概観

第145回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出13件（うち本院先議6件）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願18種類110件のうち、1種類2件を採択した。

なお、平成11年度畜産物価格の決定に当たり、畜産物価格等に関する決議を行っている。

〔法律案の審査〕

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案は、米穀等についての関税措置への切換えに伴い、輸出入の許可制の廃止、輸入に係る納付金制度の創設等の措置を講ずるとともに、関税率の設定等を行おうとするものである。

本案については、まず本会議において趣旨説明、質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、参考人を招致して意見を聴取するとともに、関税措置への切換え決定に至る経過、関税化に伴う国内農業・国民生活への影響、譲許表の改正手続と国内法との関係、3か国・1地域の異議申立て等の内容とこれへの対応、次期WTO農業交渉に臨む政府の基本姿勢、関税化された場合の国内対策、関税化に伴う米の輸入見通し等について質疑が行われ、討論の後、賛成多数で可決された。

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案は、環境と調和のとれた農業生産の確保を図るため、持続性の高い農業生産方式を導入する農業者に対し、農業改良資金の償還期間の特例等の措置を講じようとするものである。肥料取締法の一部を改正する法律案は、肥料の品質の保全を図るため、普通肥料に新たな区分を設け、特殊肥料のうち有害成分を含有するおそれが高い汚泥肥料等を移行させるとともに、特殊肥料の品質に関する表示の適正化のための措置を講じようとするものである。家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案は、畜産業を営む者が行う家畜排せつ物の管理に関し必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の利用の促進に関する国の基本方針及び都道府県計画について定め、都道府県計画に従って施設の整備を図る者に対し農林漁業金融公庫から資金の貸付けを行おうとするものである。なお、以上の3法律案は参議院先議として提出された。

委員会においては、3法律案を一括して議題とし、持続性の高い農業生産方式に関する技術の開発と普及、導入を促進するための諸方策、たい肥等の品質表示及び汚泥肥料の検査体制、家畜排せつ物の管理基準等の具体的内容、施設整備に対する助成の強化等について質疑が行われた後、いずれも全会一致で可決された。なお、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案に対し、それぞれ附帯決議が行われた。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案は、特定農産加工業の経営改善を引き続き促進するため、法律の有効期間を5年間延長しようとするものである。卸

売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案は、卸売業者及び仲卸業者の経営体質の強化、公正かつ効率的な売買取引の確保、卸売市場の再編の円滑化等のための措置を講じようとするものである。**農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案**は、認定を受けた製造業者が自ら日本農林規格による格付を行うことができる制度を導入するほか、品質に関する表示の基準の対象をすべての飲食料品に拡大するとともに、生産の方法に特色のある農林物資の名称の表示の適正化を図るための措置を講じようとするものである。なお、以上の3法律案は参議院先議として提出された。

委員会においては、3法律案を一括して議題とし、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案について、それぞれ参考人を招致して意見を聴取するとともに、特定農産加工業の経営状況と今後の見通し、卸売市場の公共性・公開性の確保、卸売業者等の経営改善方策、零細な生産者や卸売市場関連業者への配慮、取引手数料の在り方、生鮮食料品の原産地表示の在り方、有機農業の振興策、有機農産物の検査・認証及び表示の在り方等について質疑が行われた。

質疑を終了し、特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案は全会一致で可決された。次に、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案については、討論の後、賛成多数で可決された。なお、7項目の附帯決議が行われた。次に、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案については、全会一致で可決された。なお、9項目の附帯決議が行われた。

漁船損害等補償法の一部を改正する法律案は、漁船保険組合及び漁船保険中央会による保険事業の効率化を推進し、あわせて、新たな保険需要への対応を図るため、政府又は漁船保険中央会が行う再保険事業の範囲を見直すとともに、転載漁獲物等の損害及びプレジャーボートによる漁船の損害を適切に保険する任意保険事業を実施する制度を整備する等の措置を講じようとするものである。**持続的養殖生産確保法案**は、最近における養殖漁場の悪化にかんがみ、持続的な養殖生産の確保を図るため、漁業協同組合等による養殖漁場の改善を促進するための措置及び特定疾病等のまん延の防止のための措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、漁船保険組合の経営安定と加入の促進、漁船保険等における保険料率の改訂の見通しと漁業者への影響、再保険主体の変更の影響、養殖漁場環境の改善対策、漁場改善計画の運用方針、深層水の利用促進、魚病等のまん延防止対策、魚類防疫体制の整備、漁業基本法の制定等について質疑が行われた後、両法律案は、いずれも全会一致で可決された。なお、持続的養殖生産確保法案について6項目の附帯決議が行われた。

森林開発公団法の一部を改正する法律案は、特殊法人の整理合理化を推進するため、農用地整備公団を廃止し、その権利義務について森林開発公団を改称した緑資源公団に継承させるとともに、水源をかん養するため森林の造成を行う必要があるものとして指定された地域のうち、農業の生産条件が不利な地域において、森林の造成と農用地、土地改良施設等の整備を一体的に実施する事業を緑資源公団の業務に追加する等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、農用地整備公団の廃止に伴う基盤整備事業の推進方針、緑資源公団における組織・業務の在り方、特定地域整備事業の実施方針、林道整備の在り方等について質疑が行われ、討論の後、賛成多数で可決された。なお、4項目の附帯決議が行われた。

農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案は、最近における農業事情の変化等に即応して農業災害補償事業の健全な運営に資するため、共済事業のてん補内容の充実、蚕繭共済の畑作物共済への統合、農業共済組合等の負う共済責任等の範囲の見直し、農業共済組合の共済事業の運営基盤の充実及び強化の促進等の措置を講ずるとともに、農業共済基金を解散し、その業務を農林漁業信用基金に行わせる等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、農業災害補償制度が果たす役割、麦共済における災害収入共済方式の試験的導入の意義、農業共済組合の広域合併、二段階制への対応方針、収入保険制度導入の必要性等について質疑が行われた後、全会一致で可決された。

食料・農業・農村基本法案は、近年の我が国における食料自給率の低下、農業構造の変化等、食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の現況にかんがみ、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、昭和36年に制定された農業基本法に代わる新たな基本法を制定し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにしようとするものである。

本案については、まず本会議において趣旨説明、質疑が行われた後、本委員会に付託された。

委員会においては、小淵内閣総理大臣の出席を求めて質疑を行うとともに、公聴会のほか、6月15日、仙台市及び福岡市において、いわゆる地方公聴会を開会した。

質疑の主な内容は、農業基本法下における農政の展開と評価、前文の位置付け、次期WTO農業交渉への基本的な考え方、食料・農業・農村基本計画の具体的内容、食料自給率の向上、世界の食料需給と食料安全保障の確立、安全で良質な食料の安定供給、優良農地の確保策と株式会社の農地取得に対する考え方、担い手の育成・確保の重要性、市場原理の導入と農業経営の安定方策、農業・農村の有する多面的機能の発揮、農村地域の振興策、中山間地域等に対する直接支払の在り方、予算の確保問題等である。

質疑を終了した後、修正案が提出された。討論の後、修正案は賛成少数で否決され、本法律案は、賛成多数で可決された。

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案は、近年における農業及び農村をめぐる諸情勢にかんがみ、農用地等を良好な状態で確保するとともに、土地の農業上の利用を確保しつつ、農業振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための措置を講じようとするものである。

委員会においては、優良農地を確保するために本法が果たす役割、食料自給率向上に必要な農地総量、農振制度と他の土地利用制度との関係、都市農業の振興等について質疑が行われ、討論の後、賛成多数で可決された。

〔決議〕

本委員会は、3月18日、ゆとりある生産性の高い酪農経営と効率的な乳業の実現に向け、酪農経営の安定と所得の確保を図る等総合的な施策を講ずることなど6項目にわたる**畜産物価格等に関する決議**を行った。

〔国政調査等〕

第144回国会閉会後の昨年12月18日、米の関税化に関する件について、政府に対する質疑を行った。この中で、関税化を行う理由、二次税率の水準、次期WTO交渉に当たってのミニマム・アクセス米の増大と生産調整の関係、国家貿易制度の位置付け、三者合意の性格、合意形成の在り方、次期WTO交渉に向けての基本姿勢、今後の米政策の在り方、備蓄米の在庫水準の適正化、効果的な土地改良事業の実施等について質疑が行われた。

また、3月4日、平成11年度の農林水産行政の基本施策に関する件について、中川農林水産大臣から所信を聴取し、11日にこれに対する質疑を行った。この中で、農業基本法下における農政、食料・農業・農村基本法案の制定理由、食料の安定供給と食料安全保障の確保、食料自給率の目標設定、農業・農村が有する多面的機能の位置付け、自然循環機能の維持増進、中山間地域等の振興施策、優良農地の確保、農業の担い手対策、次期WTO農業交渉に向けての基本姿勢、米の関税化、インドネシアへの食糧援助、生産コスト削減のための公共事業の実施状況と効果、ダイオキシン問題への対応、施設園芸への取組強化の必要性、遺伝子組換え食品の表示の在り方等について質疑が行われた。

さらに、3月18日、畜産物等の価格安定等に関する件を議題とし、新たな酪農・乳業対策大綱における価格政策、乳価決定に当たっての考え方、生産性向上のメリット還元、乳業メーカーの再編合理化、飲用牛乳の流通問題、不足払い制度の廃止と経営安定対策、学校給食用牛乳供給事業の在り方、搾乳労働のロボット化、畜産生産基盤の拡大、食肉の需給見通し、食肉の原産国表示、ぬれ子価格の下落要因とその対策、肉用子牛生産者補助金制度の見直し、地域肉豚生産安定基金に係る発動基準、豚コレラワクチン接種の中止と家畜防疫互助基金制度、飼料の需給計画、配合飼料価格安定制度の運営、要望の多い畜産環境保全施設整備事業への対応等について質疑が行われた。

なお、3月12日及び15日に、予算委員会から委嘱を受けた平成11年度農林水産省関係予算の審査を行い、食料・農業・農村基本法案の検討に当たっての世界の食料事情のとりえ方、食料・農業・農村基本計画における食料自給率の目標策定に向けた基本的考え方と今後の作業日程、中山間地域等への直接支払の在り方、農業農村整備事業の効率的実施、第4次土地改良長期計画の縮小、環境保全型農業と農業の効率化・規模拡大の両立、りんごの輸入解禁、い草製品の需給喚起対策、米の関税措置への切換えに関し、WTOに異議が申し立てられた場合の食糧法等改正案の扱い、学校給食向け米穀の値引販売、国産材の自給率低下に対する有効策、日韓漁業協定に基づく操業条件の再協議問題等が取り上げられた。

(2) 委員会経過

○平成10年12月18日（金）（第144回国会閉会後第1回）

- 米の関税化に関する件について中川農林水産大臣、農林水産省、食糧庁及び外務省当局に対し質疑を行った。

○平成11年3月4日（木）（第1回）

- 農林水産に関する調査を行うことを決定した。
- 平成11年度の農林水産行政の基本施策に関する件について中川農林水産大臣から所信を聴いた。

○平成11年3月11日（木）（第2回）

- 平成11年度の農林水産行政の基本施策に関する件について中川農林水産大臣、政府委員及び労働省当局に対し質疑を行った。

○平成11年3月12日（金）（第3回）

- 平成11年度一般会計予算（衆議院送付）
平成11年度特別会計予算（衆議院送付）
平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（農林水産省所管及び農林漁業金融公庫）について中川農林水産大臣から説明を聴いた後、同大臣、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った。

○平成11年3月15日（月）（第4回）

- 平成11年度一般会計予算（衆議院送付）
平成11年度特別会計予算（衆議院送付）
平成11年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（農林水産省所管及び農林漁業金融公庫）について中川農林水産大臣、政府委員及び運輸省当局に対し質疑を行った。
本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成11年3月18日（木）（第5回）

- 畜産物等の価格安定等に関する件について政府委員及び農林水産省当局に対し質疑を行った。
- 畜産物価格等に関する決議を行った。

○平成11年3月24日（水）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）について中川農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。
- また、同法律案について参考人の出席を求めることを決定した。

○平成11年3月25日（木）（第7回）

- 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第11号）（衆議院送付）について中川農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年3月26日（金）（第8回）

- 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第11号）

(衆議院送付) について参考人全国農業協同組合中央会常務理事高野博君、東洋大学経済学部教授服部信司君、主婦連合会参与甲斐麗子君及び日本農民組合新潟県連合会執行委員吉崎春治君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。

○平成11年3月30日(火)(第9回)

- 主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案(閣法第11号)
(衆議院送付) について中川農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

(閣法第11号) 賛成会派 自民、公明、自由、二連
反対会派 民主、共産、社民

○平成11年4月13日(火)(第10回)

- 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案(閣法第54号)
肥料取締法の一部を改正する法律案(閣法第55号)
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案(閣法第66号)
以上3案について中川農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年4月15日(木)(第11回)

- 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案(閣法第54号)
肥料取締法の一部を改正する法律案(閣法第55号)
家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案(閣法第66号)
以上3案について中川農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

(閣法第54号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、二連
反対会派 なし

(閣法第55号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、二連
反対会派 なし

(閣法第66号) 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、二連
反対会派 なし

なお、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案(閣法第54号)及び家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案(閣法第66号)についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成11年4月20日(火)(第12回)

- 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案(閣法第48号)
卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案(閣法第73号)
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第74号)

以上3案について中川農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年4月27日（火）（第13回）

- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案（閣法第73号）について参考人全国農業協同組合連合会常務理事杉谷信一君、大阪府中央卸売市場場長杉山征一君及び全国水産物卸組合連合会会長増田誠次君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
- 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第74号）について参考人農事組合法人米沢郷牧場代表理事伊藤幸吉君、産直運動全国協議会事務局長齋藤敏之君及びお茶の水女子大学生活科学部教授本間清一君から意見を聴いた後、各参考人に対し質疑を行った。
- 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第48号）
卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案（閣法第73号）
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第74号）
以上3案について中川農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年5月6日（木）（第14回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第48号）
卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案（閣法第73号）
農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第74号）

以上3案について中川農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第48号）を可決した。

（閣法第48号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、二連
反対会派 なし

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案（閣法第73号）について討論の後、可決した。

（閣法第73号） 賛成会派 自民、民主、公明、自由、二連
反対会派 共産、社民

なお、附帯決議を行った。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第74号）を可決した。

（閣法第74号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、二連
反対会派 なし

なお、附帯決議を行った。

○平成11年5月11日（火）（第15回）

- 漁船損害等補償法の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）

持続的養殖生産確保法案（閣法第49号）（衆議院送付）

以上両案について中川農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年5月13日（木）（第16回）

○漁船損害等補償法の一部を改正する法律案（閣法第38号）（衆議院送付）

持続的養殖生産確保法案（閣法第49号）（衆議院送付）

以上両案について中川農林水産大臣、政府委員、運輸省及び建設省当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第38号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、二連

反対会派 なし

（閣法第49号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由、二連

反対会派 なし

なお、**持続的養殖生産確保法案（閣法第49号）（衆議院送付）**について附帯決議を行った。

○平成11年5月20日（木）（第17回）

○森林開発公団法の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）

農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案（閣法第64号）（衆議院送付）

以上両案について中川農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年6月3日（木）（第18回）

○参考人の出席を求めることを決定した。

○**森林開発公団法の一部を改正する法律案（閣法第37号）（衆議院送付）**について中川農林水産大臣、政府委員及び参考人森林開発公団理事長塚本隆久君に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第37号） 賛成会派 自民、公明、社民、自由、二連

反対会派 民主、共産

なお、附帯決議を行った。

○**農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案（閣法第64号）（衆議院送付）**について中川農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第64号） 賛成会派 自民、民主、公明、共産、社民、自由

反対会派 なし

欠席会派 二連

○平成11年6月4日（金）（第19回）

○**食料・農業・農村基本法案（閣法第68号）（衆議院送付）**について中川農林水産大臣から趣旨説明を、衆議院における修正部分について修正案提出者衆議院議員松岡利勝君から説明を聴いた。

○平成11年6月8日（火）（第20回）

- 食料・農業・農村基本法案（閣法第68号）（衆議院送付）について中川農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行った。
- また、同法律案の審査のため委員派遣を行うことを決定した。

○平成11年6月29日（火）（第21回）

- 食料・農業・農村基本法案（閣法第68号）（衆議院送付）の審査のため公聴会開会承認要求書を提出することを決定した。
- 派遣委員から報告を聴いた。
- 食料・農業・農村基本法案（閣法第68号）（衆議院送付）について中川農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行った。

○平成11年7月1日（木）（第22回）

- 食料・農業・農村基本法案（閣法第68号）（衆議院送付）について中川農林水産大臣、政府委員及び通商産業省当局に対し質疑を行った。

○平成11年7月6日（火）（第23回）

- 食料・農業・農村基本法案（閣法第68号）（衆議院送付）について小淵内閣総理大臣及び中川農林水産大臣に対し質疑を行った。

○平成11年7月6日（火）（公聴会 第1回）

- 食料・農業・農村基本法案（閣法第68号）（衆議院送付）について以下の公述人から意見を聴き質疑を行った。

全国農業協同組合中央会常務理事	山田	俊男君
日本学士院会員		
東京大学名誉教授	大内	力君
財団法人日本生態系協会会長	池谷	奉文君
農民運動全国連合会代表常任委員	小林	節夫君
全日本農民組合連合会副会長	鎌谷	広治君
阿蘇百姓村代表	山口	力男君
全国消費者団体連絡会事務局長	日和佐	信子君

○平成11年7月8日（木）（第24回）

- 食料・農業・農村基本法案（閣法第68号）（衆議院送付）について中川農林水産大臣、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（閣法第68号）賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、二連
反対会派 共産

○平成11年7月22日（木）（第25回）

- 理事の補欠選任を行った。

- 農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第69号）（衆議院送付）について中川農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成11年7月27日（火）（第26回）

- 農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第69号）（衆議院送付）について中川農林水産大臣及び政府委員に対し質疑を行い、討論の後、可決した。
（閣法第69号） 賛成会派 自民、民主、公明、社民、自由、二連
反対会派 共産

○平成11年8月13日（金）（第27回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第586号外1件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第278号外107件を審査した。
- 農林水産に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案（閣法第11号）

【要 旨】

本法律案は、米穀等についての関税措置への切換えに伴い、主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律、関税定率法及び関税暫定措置法について所要の改正を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 米穀についての関税措置への切換えに伴い、平成11年4月1日以降は、二次税率を支払えば任意に輸入することができるようにする必要があることから、米穀の輸入の許可制を廃止するとともに、許可を受けて輸入された米穀の政府への売渡義務を廃止する。また、これに伴い、米穀の輸出の許可制についても廃止する。
- 2 政府以外の者が米穀等の輸入を行おうとする場合には、国際約束に従って農林水産大臣が定めて告示する額に、当該輸入に係る米穀等の数量を乗じて得た額を、政府に納付しなければならないものとする。
- 3 米穀の輸出入を行おうとする者は、一定の場合を除き、あらかじめ、当該輸出入に係る数量を農林水産大臣に届け出なければならないものとする。
- 4 農業に関する協定の規定に基づき算定した関税相当量を米穀等の基本税率として設定する。
- 5 関税相当量に基づき算定される各年の二次税率のうち、納付金を除いた額を暫定税率として設定するとともに、輸入数量が一定の基準数量を超えた場合又は輸入価格が一定の基準価格から一定率以上下落した場合に発動される特別緊急関税制度の対象に米穀等を追加する。

森林開発公団法の一部を改正する法律案（閣法第37号）

【要 旨】

本法律案は、特殊法人の整理合理化を推進するため、農用地整備公団を廃止し、その権利義務について森林開発公団を改称した緑資源公団に承継させるとともに、水源をかん養するため森林の造成を行う必要があるものとして指定された地域のうち、農業の生産条件が不利な地域において、森林の造成と農用地、土地改良施設等の整備を一体的に実施する事業を緑資源公団の業務に追加する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 農用地整備公団を解散し、その権利義務を森林開発公団を改称した緑資源公団に承継させることとする。
- 2 業務の追加に伴い、目的規定を改正し、森林資源及び農業資源の保全及び利用を図ることが必要と認められる地域において、森林及び農用地に関する一定の事業を行い、農林業の振興と森林及び農用地の有する公益的機能の維持増進に資することを目的とすることとする。
- 3 水源林の造成を行う必要がある地域のうち農業の生産条件が不利な地域において、森林の造成と農用地、土地改良施設等の整備を一体的に実施する事業を緑資源公団の本来業務として位置付けることとする。
- 4 緑資源公団は、農用地整備公団の実施及び調査中の本来業務のほか、海外農業開発の調査業務を承継することとする。
- 5 緑資源公団の役員数について、両公団の役員合計数の4分の1以上の縮減を行うこととする。
- 6 緑資源公団の財務会計は、造林及び育林に関する業務につき、特別の勘定を設けて区分経理を行うこととする。
- 7 農用地整備公団法を廃止するほか、関係する法律について、所要の改正を行うこととする。

【附 帯 決 議】

政府は、本法の施行に当たっては、次の事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

- 1 緑資源公団は、その事業の適正な実施を通じて、森林及び農用地の持つ公益的機能の発揮、中山間地域の振興に努めること。
特に、水源かん養機能の強化と温暖化対策等環境面への配慮から水源林造成事業を積極的に推進すること。
- 2 緑資源公団の事業の実施に当たっては、地域の実情、受益者の意向、自然環境の保全に十分配慮すること。
- 3 緑資源公団における職員の雇用問題については、平成7年に閣議決定された「特殊法人の整理合理化について」を踏まえ、労使協議を尊重するとともに、労働条件の悪化を来さないよう留意すること。
- 4 特定森林地域開発林道事業等により整備された林道については、安全な通行の確保と自然環境の保全を図るため、土砂流出の防止、法面の緑化、周辺の樹木植栽等の改良事業に万全を期すこと。

右決議する。

漁船損害等補償法の一部を改正する法律案（閣法第38号）

【要 旨】

本法律案は、最近における漁業事情等の推移にかんがみ、漁船保険組合及び漁船保険中央会による保険事業の効率化を推進し、あわせて、新たな保険需要への対応を図るため、政府又は漁船保険中央会が行う再保険事業の範囲を見直すとともに、漁船以外の船舶で運搬中の漁獲物等の損害及びスポーツ等の用に供する小型の船舶による漁船の損害を適切に保険する任意保険事業を実施する制度を整備する等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 漁船保険団体が、冷凍運搬船等に積み替えられた漁獲物の損害をてん補する保険と、スポーツ等の用に供する小型の船舶による漁船被害等をてん補する保険を、新たに行うこととする。
- 2 保険事業の効率的・安定的運営を図るため、普通保険及び漁船積荷保険につき、再保険主体を国から漁船保険中央会に変更し、国は、再々保険を実施することとする。
- 3 漁船船主責任保険に係る保険料の国庫負担額の計算の基礎となる「衝突損害」と「一般損害」の損害の区分を廃止することとする。
- 4 天変地異による保険継続の困難防止を図るため、保険料の払込みを契約の成立要件から外し、意思の合致により契約が成立することへ変更することとする。
- 5 漁船保険組合の定款記載事項から保険事業関係の規定を分離し、保険事業関係の事項の改正要件を緩和することとする。
- 6 現在国が実施している満期保険の積立保険料部分の再保険事業について、漁船保険中央会が行うこととし、政府の再保険を廃止することとする。
- 7 加入区の区域が漁協の区域と異なる場合の農林水産大臣の認可を廃止することとする。

特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第48号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、農産加工品等の輸入に係る事情の著しい変化に対処して、特定農産加工業の経営改善を引き続き促進するため、特定農産加工業経営改善臨時措置法の有効期間を5年間延長するとともに、所要の規定の整備を行おうとするものである。

持続的養殖生産確保法案（閣法第49号）

【要 旨】

本法律案は、最近における養殖漁場の状況の変化にかんがみ、持続的な養殖生産の確保を図るため、漁業協同組合等による養殖漁場の改善を促進するための措置及び特定疾病のまん延の防止のための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 農林水産大臣は、持続的な養殖生産の確保を図るための基本的な方向を明らかにする基本方針を策定することとする。
- 2 漁業協同組合等による養殖漁場の改善を促進するための計画制度を創設し、漁業協同

組合等は、養殖漁場の改善に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができることとし、その計画に従って漁業権行使規則の変更を行おうとする場合の手続を簡略化する等の措置を講ずることとする。

- 3 国内における発生が確認されていない等の特定の養殖水産動植物の伝染性疾病のまん延を防止するため、都道府県知事は、感染魚の移動制限等の措置を命ずることができることとする。
- 4 都道府県知事は、養殖水産動植物の伝染性疾病を予防するため必要があると認めるときは、都道府県の職員である魚類防疫員に立入検査等を行わせることができることとする。

【附 帯 決 議】

我が国の養殖業は、沿岸漁業の重要な一部門を構成しており、沿岸漁業の振興と漁村の活性化を図る上で極めて重要な位置を占めている。

また、養殖生産の拡大は、国民の豊かな食生活の実現に大きな役割を果たしている。

しかるに、近年養殖漁場の環境悪化や新たな魚病被害等が深刻化しており、その対応が喫緊の課題となっている。

よって、政府は、持続的な養殖生産を確保するため、本法の施行に当たっては、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 1 養殖経営の安定を確保するため、生産基盤・体制の整備、流通・加工及び価格安定対策、養殖共済制度の充実に努めること。
- 2 漁場改善計画の作成が全国的に進められるよう、国及び都道府県の試験研究機関、水産業改良普及組織等の連携を図るとともに、漁業協同組合等による推進体制の整備に努めること。
また、漁場環境の現状把握に必要な支援・指導を積極的に行うこと。
- 3 養殖漁場の環境改善を図るため、魚類のふんや残餌等の処理、海底の浚渫、赤潮の発生防止に係る技術開発等の積極的な推進に努めること。
- 4 低廉かつ安定した餌飼料の確保を図るため、未利用魚種の利用や安価で飼料効率の高い配合飼料の開発を推進すること。
- 5 特定疾病等のまん延を防止し、被害を最小限に抑えるため、魚病発生の早期把握及び情報の迅速な伝達体制の確立を図るとともに、国、都道府県の関係機関、種苗生産業者、養殖業者等の連携による魚類防疫体制の強化を図ること。
- 6 国内防疫措置の実効性を確保するため、魚類防疫員及び魚類防疫協力員の養成・能力の向上のための研修制度の整備等を図ること。

右決議する。

持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律案（閣法第54号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、環境と調和のとれた農業生産の確保を図るため、持続性の高い農業生産方式を導入する農業者に対し、農業改良資金の償還期間の特例等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 都道府県は、持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針を策定し、導入すべき持

続性の高い農業生産方式を、地域の実情を踏まえて具体的に定めることとする。

- 2 農業者は、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画を作成し、都道府県知事の認定を受けることができることとする。
- 3 都道府県知事の認定を受けた農業者に対し、農業機械や農業資材の購入等に必要な農業改良資金の償還期間の特例、農業機械についての課税の特例といった措置を講ずることとする。

【附 帯 決 議】

政府は、農地の生産力の維持増進に不可欠な土づくりが年々減退する一方、化学肥料や化学農薬の過剰な使用の是正、有機農産物等に対する消費者のニーズが高まっている実情にかんがみ、国民に安全な食料の安定的な供給を確保するとともに、農業が本来持っている自然循環機能が十分に発揮され、農業の持続的な発展を図るため、本法施行に当たっては、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 農業の公益的機能を適正に評価する手法を確立し、国民の理解と支持を踏まえ、環境と調和のとれた持続的な農業への総合的な支援策の検討に取り組むこと。
- 2 持続性の高い農業生産方式の確立のため、土づくりにおけるたい肥その他の有機質資材の施用に関する技術、肥料の施用に関する技術及び有害動植物の防除に関する技術の開発を推進するとともに、地域の特性に即した技術開発・指導体制強化への取組を進めること。
- 3 持続性の高い農業生産方式の普及浸透を図る上で効果の大きい高能率農業機械や天敵農薬・肥効調節型肥料の導入を促進するため、これらを導入する農業者に対する支援策の一層の充実に努めること。
- 4 持続性の高い農業生産方式は、地域全体で取り組む効果が大きいことから、集团的にこの方式の導入が進むよう支援の充実に誘導策の強化を図ること。
- 5 都道府県による導入指針の決定に当たっては、国が適切に支援・助言していくとともに、都道府県間において著しい不均衡が生じないよう配慮すること。

右決議する。

肥料取締法の一部を改正する法律案（閣法第55号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、最近における肥料を取り巻く諸情勢の変化にかんがみ、肥料の品質の保全を図るため、普通肥料に新たな区分を設け、特殊肥料のうち有害成分を含有するおそれが高い汚泥肥料等を移行させるとともに、特殊肥料の品質に関する表示の適正化のための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 有害成分を含有するおそれが高い汚泥等を原料として生産される特殊肥料について、普通肥料として移行するための区分を新たに設け、含有を許される有害成分の最大量その他必要な事項についての規格を定めることとする。
- 2 農林水産大臣は、特殊肥料について、品質に関する表示の基準を定めるとともに、必要と認める場合にはその生産業者等に対し、指示及び公表の措置をとることができることとする。

農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案（閣法第64号）

【要 旨】

本法律案は、最近における農業事情の変化等に即応して農業災害補償事業の健全な運営に資するため、共済事業のてん補内容の充実、蚕繭共済の畑作物共済への統合、農業共済組合等の負う共済責任等の範囲の見直し、農業共済組合の共済事業の運営基盤の充実及び強化の促進等の措置を講ずるとともに、農業共済基金を解散し、その業務を農林漁業信用基金に行わせる等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 農作物共済については、麦について、災害による減収又は品質の低下を伴う生産金額の減少を補償する災害収入共済方式を試験的に導入するとともに、水稲について、過去の共済事故の発生状況等が主務大臣の定める基準に適合する農業共済組合等に限り、支払開始損害割合を引き下げることができる特例を設けることとする。
- 2 家畜共済については、家畜の死亡事故の一部を共済事故としない旨の申出を行うことができる事故除外方式を追加するとともに、肉豚について、その飼養頭数を適正に確認することができる見込みのある者を対象として、その者の飼養する肉豚を一体として共済関係を成立させることができる引受方式を試験的に導入することとする。
- 3 蚕繭共済については、当然加入制・必須事業制を任意加入制・任意事業制に改めるとともに、畑作物共済に統合することとする。
- 4 農業共済組合等の行う共済責任等の範囲を見直し、家畜共済について、農業共済組合等の責任保有割合を原則として1割から2割に引き上げることとするとともに、園芸施設共済について、被害の深さやその発生様態にかかわらず一定の再保険効果が発揮されるような新たな責任分担方式を導入することとする。
- 5 都道府県で1つの規模となった農業共済組合が農業共済組合連合会の権利義務を承継する仕組みを創設することとする。
- 6 農業共済基金を解散し、その業務を農林漁業信用基金に行わせることとするほか、権利義務の承継等所要の措置を講ずることとする。

家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案（閣法第66号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、畜産業の健全な発展に資するため、畜産業を営む者が行う家畜排せつ物の管理に関し必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の利用の促進に関する国の基本方針及び都道府県計画について定め、都道府県計画に従って施設の整備を図る者に対し農林漁業金融公庫から資金の貸付けを行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 農林水産大臣は、たい肥舎その他の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設の構造設備及び家畜排せつ物の管理の方法に関し畜産業を営む者が遵守すべき管理基準を定めなければならないこととし、畜産業を営む者は、管理基準に従い、家畜排せつ物を管理しなければならないこととする。
- 2 都道府県知事は、畜産業を営む者に対し、管理基準に従った家畜排せつ物の管理が行われるよう必要な指導及び助言をすることができることとする。
- 3 都道府県知事は、指導又は助言をした場合において、畜産業を営む者がなお管理基準

に違反していると認めるときは、期限を定めて、管理基準を遵守すべき旨の勧告をすることができることとし、勧告に従わなかった者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができることとする。

- 4 農林水産大臣は、家畜排せつ物の利用の促進を図るための基本方針を定めることとする。
- 5 都道府県は、当該都道府県における家畜排せつ物の利用の促進を図るための計画を定めることができることとする。
- 6 畜産を営む者は、家畜排せつ物の処理の高度化を図るための処理高度化施設の整備に関する計画を作成し、これを都道府県知事に提出して、当該計画が適当である旨の認定を受けることができることとする。
- 7 農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法に規定する業務のほか、認定を受けた者に対し、認定に係る処理高度化施設整備計画に従って処理高度化施設の整備を実施するために必要な長期かつ低利の資金の貸付けの業務を行うことができることとする。

【附 帯 決 議】

我が国農業の基幹的部門である畜産は、飼養規模の急激な拡大、担い手の減少、高齢化の進行等極めて厳しい情勢に直面している。こうしたことを背景として、地力の向上に大きな役割を果たす貴重な資源としての家畜排せつ物の利用が困難となり、他方では畜産環境問題が深刻化している。

よって政府は、本法の運用等に当たっては、次の事項の実現に努め、環境と調和した畜産経営と家畜排せつ物の有効利用の促進を通じた畜産の健全な発展に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 管理基準及び基本方針については、地域において畜産が占める地位にかんがみ、実態を踏まえて定めること。
- 2 都道府県知事が行う指導・助言、勧告、命令については、地域の実情等を考慮するとともにきめ細かい配慮をするよう、周知を図ること。
また、罰則等に関する措置の適用に当たっては、周知徹底の必要性、地域の実情、畜産・酪農経営の状況等を踏まえ、慎重に対応すること。
- 3 都道府県計画を定めるに当たっては、畜種、飼養規模、飼養形態、経営農地の確保状況、たい肥の需要量、自然条件、社会条件等地域における多様な要因を考慮し、地域や個々の経営に最適なものとなるよう周知を図ること。
- 4 家畜排せつ物の不適切な管理を解消するため、補助事業やリース事業、制度資金等により、家畜排せつ物処理施設の計画的、総合的な整備を円滑に推進するとともに、支援の一層の充実に努めること。
- 5 効率的かつ低コストで家畜排せつ物を処理し、利用するため、悪臭防止、浄化処理、資源化等に関する技術の開発・普及を促進するとともに、そのための支援を充実すること。
- 6 飼料基盤に立脚した畜産・酪農を確立し、飼料自給率の向上等への対応を図るため、草地の造成・整備の計画的な推進、自給飼料生産の拡大に努めること。
また、環境保全にかなう畜産の確立に努めるとともに、畜産部門と耕種部門との連携を確立・強化し、たい肥の広域流通を促進するための支援の充実に努めること。

右決議する。

食料・農業・農村基本法案（閣法第68号）

【要 旨】

本法律案は、近年の我が国における食料自給率の低下、農業構造の変化等食料、農業及び農村をめぐる諸情勢の現況にかんがみ、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、農業基本法に代わる新たな基本法を制定し、基本理念及びその実現を図るのに基本となる事項を定めるとともに、国及び地方公共団体の責務等を明らかにしようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 食料の安定供給の確保、多面的機能の発揮、農業の持続的な発展及び農村の振興の4つの基本理念と、国及び地方公共団体の責務等を定めることとする。
- 2 政府は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、施策についての基本的な方針、食料自給率の目標等の事項を内容とする食料・農業・農村基本計画を定め、これを公表しなければならないこととする。同計画は、諸情勢の変化を勘案し、施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに変更することとする。
- 3 国は、食料の安定供給の確保に関し、食料消費に関する施策、食品産業の健全な発展、農産物の輸出入に関する措置、不測時における食料安全保障、農業及び農村に関する国際協力の推進等の施策を講ずることとする。
- 4 国は、農業の持続的な発展に関し、望ましい農業構造の確立、専ら農業を営む者等による農業経営の展開、農地の確保及び有効利用、農業生産の基盤の整備、人材の育成及び確保、技術の開発及び普及、農産物の価格の形成と経営の安定に関する措置、自然循環機能の維持増進等の施策を講ずることとする。
- 5 国は、農村の振興に関し、農村の総合的な振興、中山間地域等の振興、都市と農村の交流等の施策を講ずることとする。
- 6 政府は、毎年、国会に、食料、農業及び農村に関する年次報告を提出しなければならないこととする。
- 7 農林水産省に、食料・農業・農村政策審議会を置くこととする。
- 8 農業基本法は、廃止することとする。

なお、本法律案は、衆議院において、国民に対する食料の安定的な供給については、国内の農業生産の増大を図ることを基本として行われなければならないものとする等々の修正が行われている。

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第69号）

【要 旨】

本法律案は、近年における農地面積の減少や耕作放棄地の増大、農業従事者の減少等、農業及び農村をめぐる諸情勢にかんがみ、農用地等を良好な状態で確保するとともに、土地の農業上の利用を確保しつつ、農業振興に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 農林水産大臣は、農用地等の確保に関する基本的な方向、農業振興地域の指定の基準に関する事項等を内容とした農用地等の確保等に関する基本指針を定めることとする。

また、都道府県知事は、この基本指針に基づき、農業振興地域整備基本方針を定めることとする。

- 2 都道府県知事の定める農業振興地域整備基本方針及び市町村等の定める農業振興地域整備計画の内容を拡充し、農用地等の保全に関する事項並びに農業を担うべき者の育成及び確保のための施設の整備に関する事項を新たに追加することとする。
- 3 従来、通達により運用されていた、農用地区域に定める土地の基準を法律に規定することにより、土地の農業上の利用の確保を図るとともに、行政事務の円滑かつ適切な推進を図ることとする。

卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案（閣法第73号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、最近における生鮮食料品等の生産、流通及び消費の状況その他の卸売市場をめぐる環境の変化にかんがみ、卸売市場の健全な発展及び活性化を図るため、卸売業者及び仲卸業者の経営体質の強化、公正かつ効率的な売買取引の確保、卸売市場の再編の円滑化等のための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 卸売市場法の一部改正

中央卸売市場における売買取引について、公正かつ効率的でなければならない旨の原則を明示するほか、取引価格等の公表措置の充実を図るとともに、市場利用者の多様な要請に適切に対応するため、開設者が、市場及び品目ごとに、関係者の意見を聴いて定める方法によらなければならないこととする。

中央卸売市場に設置される市場取引委員会について、その業務規程の変更及び公正かつ効率的な取引の確保のため、開設者に対して意見を述べることができることとし、その委員は、利害関係者等で構成することとする。

中央卸売市場における決済について、業務規程で定める支払期日、支払方法等に従って行わなければならないこととする。

自己の計算による卸売の禁止及び市場外にある物品の卸売の禁止に関する規制について、業務規程で定める一定の場合について、例外措置を講ずることとする。

2 食品流通構造改善促進法の一部改正

卸売業者及び仲卸業者の経営体質の強化を図るため、農林漁業金融公庫資金の貸付けの対象となる卸売市場機能高度化事業に、その経営規模の拡大等を図るための措置を追加することとする。

【附 帯 決 議】

生鮮食料品は、国民生活に不可欠な基礎的物資であり、その生産・流通の円滑化と価格の安定を図ることは極めて重要な課題である。

よって政府は、今後とも卸売市場が流通の中核としての役割を十分果たしていくよう、本法の施行に当たっては、次の事項の実現に万全を期すべきである。

- 1 需給の会合による生鮮食料品の公正な価格形成機能を維持するため、卸売市場の公共性、公開性を十分確保すること。
- 2 生鮮食料品の継続的な安定供給を確保するため、価格競争力の弱い出荷者に対しても、常に安定した取引が確保されるよう十分配慮すること。

- 3 相対取引を行う卸売市場については、生産及び消費の実態を適正に反映した合理的な価格が形成されるよう指導するとともに、零細な仲卸業者や売買参加者が不当な差別的取扱いを受けることのないよう監督すること。
- 4 長期化の傾向にある量販店等の買受代金支払いが、仲卸業者の経営に影響を与えることのないよう十分配慮すること。
- 5 卸売市場における情報処理の機械化を積極的に推進するとともに、流通情報のシステム化に対応できない産地や零細業者に十分配慮すること。
- 6 近年におけるコールドチェーンの進展に対処するため、卸売市場における保冷施設等の整備に努めること。
- 7 地域農業の振興を図る観点から、地域農産物の流通システムの在り方について検討すること。
右決議する。

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第74号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、最近における農林物資の生産、流通及び消費の状況にかんがみ、認定を受けた製造業者等が自ら日本農林規格による格付を行うことができる制度を導入するほか、品質に関する表示の基準の対象をすべての飲食料品に拡大するとともに、生産の方法に特色のある農林物資の名称の表示の適正化を図るための措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 日本農林規格及びその格付に関する制度の改善

日本農林規格の制定に当たっては、国際規格の動向を考慮し、農林物資規格調査会の議決を経なければならないこととするとともに、少なくとも5年ごとに既存の規格を見直すこととする。また、認定を受けた製造業者等が自ら格付して格付の表示を付することができる仕組みを導入するとともに、登録格付機関の格付業務等について、営利法人、外国法人が行うことができるよう措置することとする。

2 品質の表示に関する制度の充実強化

一般消費者の選択に資するため、飲食料品についての横断的な表示の基準を定め、鮮食料品については原産地、加工食品については原材料等の表示の基準を定めることとする。

3 有機農産物など生産の方法に特色のある農林物資の表示の適正化

登録認定機関等の認定を受けた生産者が生産するもののみに「有機」などその名称の表示が付されることとなるよう措置することとする。

【附 帯 決 議】

近年、輸入食品や有機食品等の生産・流通が増大する中で、食品に関するより多くの情報提供が求められており、的確かつ包括的で分かりやすい表示・規格制度の構築が重要な課題となっている。

よって政府は、今後とも日本農林規格制度の充実に努めるとともに、安全な食品を供給するため、本法の運用に当たっては、次の事項の実現について万全を期すべきである。

- 1 有機農業の健全な発展を図るため、地域の実情を踏まえた振興施策等を早期に確立すること。
 - 2 有機食品の検査・認証のための具体的基準については、関係者の意見を踏まえて設定するとともに、検査・認証業務の確立及び円滑化を図るための支援措置を講じること。
 - 3 有機食品の検査・認証制度の導入に当たっては、有機農家の負担に十分配慮するとともに、その意見の反映に努めること。
 - 4 有機食品の表示については、有機農家と消費者の間において信頼関係が保持されている有機農産物の流通実態に特に配慮すること。
 - 5 国民の要請に応えるため、遺伝子組換え食品の表示制度を早急に整備すること。
 - 6 事業者自身による格付の表示のための仕組みの導入に当たっては、公正な格付を確保するため、登録認定機関による認定の基準を明確に定めること。
 - 7 登録格付機関及び登録認定機関として民間能力を活用するに当たっては、適正な検査・認証業務の確立が図られるよう指導・監督すること。
 - 8 日本農林規格の改廃等については、農林物資の生産、流通、消費等の現状を考慮して措置すること。
 - 9 関係省庁との密接な連携の下で、安全な食品を供給するための体制づくりを一層進めるとともに、食品の安全性確保に資する情報の積極的な提供に努めること。
- 右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（13件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
※11	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律等の一部を改正する法律案	衆	11. 2. 2	11. 3. 24	11. 3. 30 可決	11. 3. 31 可決	11. 3. 4	11. 3. 16 可決	11. 3. 17 可決
			○11. 3. 24 参本会議趣旨説明 ○11. 3. 4 衆本会議趣旨説明						
※37	森林開発公団法の一部を改正する法律案	〃	2. 10	5. 17	6. 3 可決 附帯決議	6. 4 可決	4. 1	4. 27 可決	5. 7 可決
※38	漁船損害等補償法の一部を改正する法律案	〃	2. 10	5. 7	5. 13 可決	5. 14 可決	3. 17	4. 14 可決	4. 15 可決
48	特定農産加工業経営改善臨時措置法の一部を改正する法律案	参	2. 23	4. 19	5. 6 可決	5. 7 可決	6. 23	6. 24 可決	6. 24 可決
49	持続的養殖生産確保法案	衆	2. 26	5. 7	5. 13 可決 附帯決議	5. 14 可決	3. 17	4. 14 可決 附帯決議	4. 15 可決
54	持続性の高い農業生産方式の導入に関する法律案	参	2. 26	4. 9	4. 15 可決 附帯決議	4. 16 可決	7. 12	7. 21 可決	7. 22 可決
55	肥料取締法の一部を改正する法律案	〃	2. 26	4. 9	4. 15 可決	4. 16 可決	7. 12	7. 21 可決	7. 22 可決
64	農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律案	衆	3. 5	5. 19	6. 3 可決	6. 4 可決	4. 1	4. 27 可決	5. 7 可決
66	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律案	参	3. 5	4. 9	4. 15 可決 附帯決議	4. 16 可決	7. 12	7. 21 可決	7. 22 可決
68	食料・農業・農村基本法案	衆	3. 9	6. 4	7. 8 可決	7. 12 可決	5. 7	6. 2 修正	6. 3 修正
			○11. 6. 4 参本会議趣旨説明 ○11. 5. 7 衆本会議趣旨説明						
69	農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正する法律案	〃	3. 9	7. 21	7. 27 可決	7. 28 可決	6. 3	6. 30 可決	7. 1 可決
73	卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案	参	3. 9	4. 19	5. 6 可決 附帯決議	5. 7 可決	6. 23	7. 13 可決	7. 15 可決
74	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律の一部を改正する法律案	〃	3. 9	4. 19	5. 6 可決 附帯決議	5. 7 可決	6. 23	7. 13 可決 附帯決議	7. 15 可決

(5) 委員会決議

——畜産物価格等に関する決議——

我が国畜産・酪農は、食肉、牛乳・乳製品等国民生活に不可欠な食料の安定供給という基本的な使命に加え、地域社会の活力維持、国土・自然環境の保全等多様かつ重要な役割を果たしている。しかしながら、近年、畜産物需要の伸びが総じて鈍化する中で、ウルグアイ・ラウンド合意による牛肉及び豚肉の関税の引下げ、畜産物輸入の増大、担い手の減少・高齢化、畜産環境問題の深刻化等極めて厳しい情勢に直面している。

よって政府は、こうした情勢を踏まえ、平成11年度畜産物価格の決定に当たっては、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 我が国酪農の健全で持続的な発展を期するため、生産者・乳業者等の創意工夫と自主性を生かし、ゆとりある生産性の高い酪農経営と効率的な乳業の実現に向け、酪農経営の安定と所得の確保を図る等総合的な施策を講ずること。
- 2 加工原料乳保証価格については、農家が意欲と希望を持って営農に取り組めるよう、再生産の確保を旨として適正に決定するとともに、加工原料乳限度数量については、生乳の生産事情、牛乳及び乳製品の需給事情を考慮して適正に設定すること。
また、近年における飲用乳需要の減少傾向にかんがみ、牛乳及び乳製品の自給率の向上を図るため、輸入乳製品との競合・原料代替性のおそれが少ない液状乳製品及び国産ナチュラルチーズの生産振興対策を推進すること。
さらに、ゆとりある経営の実現に向け、酪農ヘルパー、コントラクターへの支援対策を今後とも積極的に推進すること。
- 3 牛肉及び豚肉の安定価格については、畜産農家の経営の安定が図られるよう、再生産の確保を旨として適正に決定するとともに、肉用子牛の保証基準価格については、繁殖農家の経営の安定が図られるよう、再生産の確保を旨として、また、合理化目標価格については、我が国の肉用子牛生産の実態等を勘案して、それぞれ適正に決定すること。
また、肉用牛生産基盤の縮小が懸念されている実情にかんがみ、繁殖雌牛飼養頭数の拡大並びに生産の安定を図るための支援対策の充実を図ること。
- 4 飼料基盤に立脚した畜産・酪農を確立し、飼料自給率の向上と生産コストの低減を図るため、草地の造成・整備を計画的に推進するとともに、既耕地・低利用地等の畜産・酪農家への土地利用の集積対策、優良な草種・品種の開発・普及対策、林地や公共牧場等の活用による放牧利用の促進対策、飼料用稲の技術開発を推進すること。
- 5 学校給食用牛乳供給制度は、牛乳飲用習慣の定着化を図る上で極めて重要な制度であることにかんがみ、今後とも引き続き供給促進対策を確保するとともに、望ましい助成措置の在り方を検討すること。
- 6 畜産業の持続的な発展に資するため、経営継承・担い手対策を含めた畜産経営に対する財政、金融、税制に係る支援の適切な運用等の諸施策を講ずるとともに、家畜排せつ物処理施設の整備等の畜産環境対策、堆きゅう肥の生産・流通促進対策、家畜改良

促進対策、家畜衛生・防疫対策、原産国表示の徹底を含めた表示の適正化等を推進すること。

また、食肉の輸入急増に対する関税の緊急措置及び特別セーフガードの適時・的確な発動を行うこと。

右決議する。